【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成27年1月15日

【会社名】 株式会社多摩川ホールディングス

【英訳名】 TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 桝沢 徹

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目 6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部兼財務経理部部長後田 晃宏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目 6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部兼財務経理部部長後田 晃宏

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 19,600,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ

き金額の合計額を合算した金額

2,199,600,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金

額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年1月15日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書の内容を平成26年12月26日付で提出した 有価証券届出書の追完情報に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

3. 臨時報告書の提出について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第46期事業年度)提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年12月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<中略>

(訂正後)

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第46期事業年度)提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年1月15日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<中略>

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告。提出日:平成27年1月15日)

- イ 銘柄 株式会社多摩川ホールディングス 第7回新株予約権証券
- ロ 新株予約権の内容
- (1)発行数

2,513個 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。)

(2)発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、669円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用プラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用プラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、平成21年3月期から平成26年3月期の業績データから求めた将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社終値223円/株、株価変動率52.9%(年率)、配当利率0.5%(年率)、安全資産利子率0.1%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額223円/株、満期までの期間4.5年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

訂正有価証券届出書(組込方式)

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(3)発行価額の総額

562,080,197円

(4)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式)とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金223円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整 し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

		既発行	+ _	新規発行 株式数	×	<u>1 株当たり</u> <u>払込金額</u>
<u>調整後</u> _ <u>調</u>		<u>株式数</u> 		新規発行	前の1株	当たりの時価
行使価額 一 行便	走価額 ×		既発行	株式数 +	新規発行	<u> </u>

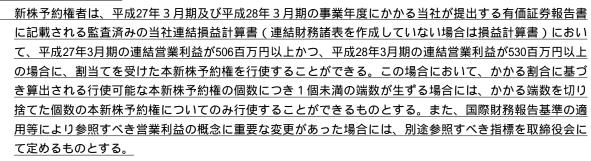
なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成28年7月1日から平成31年6月30日(但し、平成31年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(7)新株予約権の行使の条件



- 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日(終値のない日数を除く。)において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り捨て)を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人である ことを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職(いずれの場合においても、下記 から の規定 により本新株予約権を行使することができない場合を除く。)、その他正当な理由があると当社の取締役 会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の在任期間中において、会社法並びに当社の定款その他内部規則に定める手続を経ずに、会社法第356条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する取引を行った場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、その取引以後、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者が、当社又は当社子会社の使用人であるときにおいて、当社又は当社子会社の就業規則に定 める制裁を受けた場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認め ない旨の決議を行った場合は、当該制裁以後、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者が、当社又は当社子会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、当社若しくは当 社子会社若しくは社会に対する背信行為があった場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者に よる本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたと きは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及び数
 - 当社及び当社子会社の取締役及び従業員 29名 2,513個 (2,513,000株)
- 二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 提出会社の完全子会社
- ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。_

へ 新株予約権の割当日

平成27年 1月30日